

地方分権改革に関する提案募集への対応について

平成 28 年 8 月 29 日
本 部 事 務 局

関西広域連合からの提案（19 項目）については、7 月 5 日開催の「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議」において、平成 28 年度「地方分権改革に関する提案募集」に係る検討区分の状況が示されました。**別紙 1**

また、「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」とされた 7 項目については、所管府省の第 1 次回答が示されたことから、その回答に対する意見を下記のとおり内閣府に提出しました。

1 所管府省の第 1 次回答の結果

回答結果	項目数	提案項目
提案を踏まえ 対 応	1	①広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取扱いの見直し
現行制度で 対 応 可 能	3	②地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設 ③関西広域連合への復興方針策定権限の付与 ④動物取扱責任者研修の見直し(研修回数等の義務付けの廃止等)
対 応 不 可 等	3	⑤広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃 ⑥国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大 ⑦広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与
計	7	

※ 共同提案（29 項目）における「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」13 項目の回答結果は、「提案を踏まえ対応」6 項目、「現行制度で対応可能」1 項目、「対応不可等」6 項目となっている。**別紙 2**

2 所管府省の第 1 次回答及び関西広域連合意見 ※詳細は**別紙 3**

① 広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取扱いの見直し

府省 回答	関西広域連合については、2 事業まで申請することができるとしており、その際、広域連合の申請事業数については、構成する各々の地方公共団体の申請事業数の「目安」の内数としてカウントはしない取扱いをしている。
連合 意見	平成28年6月20日付け地方創生推進交付金に関するQ&Aの改正により承知しており、これまで関西広域連合が要望させていただいた内容に対して御配慮いただけたと考えている。

② 地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設

府省 回答	現行制度において、復興基本方針を作成する際には、関係地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興対策委員会の意見を聴くことが義務付けられており、広域連合を含む被災地方公共団体の意向を反映させることのできる仕組みとなっている。
連合 意見	被災地・被災自治体の意向を反映させる仕組みとなっているということであれば、復興対策委員会の構成員として、「関係地方公共団体」に「被災自治体」が含まれることが明確に理解できるよう、法令上明言すべき。

③ 関西広域連合への復興方針策定権限の付与

府省 回答	国・都道府県・市町村それぞれの役割分担を規定した現行法の体系により、広域連合の区域内にある被災都道府県が策定する都道府県復興方針に、広域連合を構成する各県の意見を反映させることは可能である。
連合 意見	関西全体を見据えた復興の姿を迅速に示し、実現するためにも、広域調整機能を有し府県域を越えた広域課題に取り組む関西広域連合が、関西全体の復興方針を策定することに十分意味がある。

④ 動物取扱責任者研修の見直し(研修回数等の義務付けの廃止等)

府省 回答	研修内容については、現行制度において、一律に義務づけている項目はあるものの時間配分等を工夫すれば、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえた研修内容にアレンジすることは可能となっている。
連合 意見	規則で研修内容を規定していることが地方分権の観点から問題があり、また、動物取扱責任者は、同じ要件に基づき選任される他資格者と比べ、毎年の研修が義務付けられるなど特に厳しく、地方自治体の負担も大きい。総務省の「規制の簡素合理化に関する調査結果に基づく勧告」や環境省の「動物の愛護管理のあり方検討小委員会」の指摘事項を踏まえ、研修の回数等の義務付けについて見直すべき。

⑤ 広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃

府省 回答	広域連合が規約の変更を行う場合、届出制では総務大臣が規約の内容の適法性・妥当性を判断できないこと、関係行政機関の長の協議を担保することができないこと、等から適切でないため、総務大臣による許可が必要
連合 意見	①広域連合の全構成団体の議決証明を提出することにより、適法な手続に基づく申請の確認は可能であること ②総務省との事前協議で法令に基づく国の関係行政機関の長の権限に属さないことが示された場合には、再度地方自治法第291条の3第2項の規定に基づく国の関係行政機関の長との協議を行う必要はないこと ③②の協議により、当該事務が自治事務に属するとなれば、地方自治法245条の3第5項により、国の行政機関の許可、認可又は承認以外の方法によってその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、許可等の国の関与ができないと解されること 以上の3点から、国の関係行政機関の長の権限に属さないことが明らかな自治事務については総務大臣の許可及び総務大臣と国の関係行政機関の長との協議は不要であり、届出で足りると考える。

⑥ 国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大

府省 回答	平成26年度に同様の提案があり最終的には閣議決定に至らなかった。その後の事情変更も認められないことから、本提案については、既に検討済みであると認識している。
連合 意見	国に移譲を要請する際には「条例による事務処理特例の制度」と同様に、国と広域連合の協議の場の設置を求める提案への回答を求める。

⑦ 広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与

府省 回答	災害救助法に基づく救助は、国の責任において都道府県知事が法定受託事務として実施。提案内容は法律の趣旨に反するため、対応することはできない。
連合 意見	被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、また、広域的な災害における地域バランスを考慮した一定の救助内容が確保されるよう、制度設計を見直すべき。

関西広域連合からの提案（19項目）の整理区分

区 分	提案項目
内閣府と関係府省との間で調整を行う提案【7項目】	<ul style="list-style-type: none"> ①広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取扱いの見直し ②地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設 ③関西広域連合への復興方針策定権限の付与 ④動物取扱責任者研修の見直し(研修回数等の義務付けの廃止等) ⑤広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃 ⑥国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大 ⑦広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与
関係府省における予算編成過程での検討を求める提案【1項目】	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者の拡大支援（青年就農給付金の要件緩和）
提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案【10項目】	<ul style="list-style-type: none"> ・国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲 ・近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止 ・複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲 ・複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲 ・国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲 ・国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲 ・災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止 ・観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲 ・一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲 ・地域医療の推進（国等が保有する医療関連データの利用）
提案募集の対象外である提案【1項目】	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合が「企業版ふるさと納税」の活用を可能とする制度改正

関西広域連合からの提案の整理区分（共同提案分 29項目）

区 分	提案項目（提案団体）	
	回答結果	
内閣府と関係府省との間で調整を行う提案【13項目】	提案を踏まえ検討	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー制度における情報連携（庁外連携）に関する要件緩和（法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務に即して拡大）（京都府）重点 ・地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュールの見直し（京都府） ・認定こども園（幼保連携型以外）の認定権限の中核市への移譲（大阪府） ・認定こども園に関する情報提供等の権限移譲（大阪府） ・地方公共団体が設置する施設に対し行われる障害福祉サービス等報酬における公立減算の廃止（兵庫県） ・就労継続支援 A 型事業における暫定支給決定を要しない場合の基準の明確化及び同事業における特定求職者雇用開発助成金の支給のあり方の見直し（鳥取県）
	現行対応可能	<ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化教育推進のための「専門学科・科目の履修条件」の緩和（徳島県）
	対応不可	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー制度における情報連携（庁外連携）に関する要件緩和（独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大）（京都府）重点 ・幼保連携型認定こども園について、園庭にかかる施設基準及び面積に関する「従うべき基準」の参酌化（兵庫県）重点 ・奨学金事務にかかるマイナンバーを利用する主体の拡大（兵庫県）重点 ・認定こども園の設備に関する基準の緩和（兵庫県）重点 ・空家等対策の推進に関する特別措置法の対象の拡大（兵庫県） ・広域連合規約の変更手続の弾力化（兵庫県）
関係府省における予算編成過程での検討を求める提案【7項目】		<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和（京都府） ・総合特区推進調整費による支援期間の延長（京都府） ・文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善（補助対象の拡大）（京都府） ・総合特区推進調整費による支援期間の延長（大阪府） ・保育体制強化事業の実施主体に関する要件緩和（兵庫県） ・新規就農者の拡大支援（青年就農給付金準備型の要件緩和）（鳥取県） ・新規就農者の拡大支援（青年就農給付金経営開始型の要件緩和）（鳥取県）
提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案【6項目】		<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用（京都府） ・地域医療介護総合確保基金【共通】の弾力的な運用（京都府） ・麻薬小売業者間譲渡許可制度の廃止（大阪府） ・農家レストランを農業用施設として農用地区内に設置できるよう要件緩和（兵庫県） ・過疎地域自立促進方針を定める際の関係大臣への同意協議の廃止（兵庫県） ・インクルーシブ教育の推進のための「学校施設環境改善交付金」の補助対象の見直し（徳島県）
提案募集の対象外である提案【3項目】		<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し（京都府） ・文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善（補助率引き上げ）（京都府） ・史跡等の公有化、整備活用に対する財政措置の拡充（京都府）

※ **重点**：重点事項（地方分権改革有識者会議の提案募集専門部会で調査・審議を行う提案）【5項目】

No. 1	広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取扱いの見直し
求める措置の 具体的内容	地方創生推進交付金の申請にあたり、関西広域連合についても全国の都道府県と同様に、5事業の申請を可能とするとともに、広域連合が申請した場合に関係地方公共団体が1事業ずつ申請したものとするという取扱いを行わないこと
具体的な支障 事例	<p>地方創生推進交付金の申請手続きでは、広域連合が推進交付金の申請を行った場合には、関係地方公共団体が広域連携事業を申請するのと同様、それぞれが1事業ずつ申請したものとすることとされた。</p> <p>広域連合が処理する事務は、構成団体が処理権限を有する事務の一部を規約により広域連合に移管し、広域連合がその権限と責任のもと処理するものであり、各地方公共団体が実施権限を有し、連携を図りながら実施する広域連携事業とは、大きくその趣旨が異なることから、両者を同一視すべきではなく、関西広域連合が交付金申請を行うことにより、構成関係府県市の申請枠に影響を及ぼすことは当該関係府県市に大きな支障を及ぼすことになる。</p>
制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	<p>関西広域連合は、既存の府県事務の連携という範疇を越え、都道府県とは別の特別地方公共団体として、先駆性を発揮した広域的な事業を展開している。このような団体は全国でも関西広域連合のみである。</p> <p>広域連合では、例えば、関西の強みである健康・医療分野において、イノベーション部局を所管する兵庫県が 関西の産学官を連携させ、健康長寿に向けた健康・医療の新たなしくみづくり、モデルの開発の実現を目指す関西健康・医療創生会議を設立 (H27.7) した。同会議のもと、関西広域の共通課題として取り組むべきテーマごとに分科会を設置し、シンポジウムや産学官連携による調査研究等を行うことでビジネスイノベーションを実現し、新たなしごと創生につながるものである。当該事業などを広域連携事業として取り扱わず、5事業までの申請が認められれば、地方創生に資する大規模な事業が推進できる。</p>
所管府省からの第1次回答 (内閣府)	広域連合及び一部事務組合については、主に都道府県から構成されている場合には2事業まで、主に市区町村から構成されている場合には1事業まで申請することができるとしており、また、その際、広域連合及び一部事務組合の申請事業数については、それを構成する各々の地方公共団体の申請事業数の「目安」の内数としてカウントすることはしないとの取扱いをしている。
府省の回答に対する関西広域連合の意見	貴府回答については、平成28年6月20日付け地方創生推進交付金に関するQ&Aの改正により承知しており、これまで関西広域連合が要望させていただいた内容に対して御配慮いただけたと考えている。
分野事務局	本部事務局 (地方分権対策課)

No. 2	地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設
求める措置の 具体的内容	「大規模災害からの復興に関する法律」（以下「大規模災害復興法」という。）に定める国の復興基本方針の策定にあたり、広域連合を含む被災自治体の意見を反映させる制度的枠組みの創設を求める。
具体的な支障 事例	<p>【国主導の復興推進】</p> <p>阪神・淡路大震災の際には、被災地主体の復興を国が最大限支援するしくみが採用され、被災地の意向や実情を反映した復興対策が実現した。将来の大規模災害における復興にあたっては、国主導の復興推進ではなく、地域主権の理念のもと、地域主体の復興が実現できる制度的枠組みが不可欠である。しかしながら、東日本大震災を踏まえて制定された大規模災害復興法においては、国が復興対策委員会の意見を聴いて復興基本方針を策定することとされ、被災自治体は、復興対策委員会に委員として参加する可能性が示されているのみである。</p> <p>大規模災害復興法を改正し、被災都道府県知事、広域連合長による復興基本方針に対する提案権限の創設、復興対策委員会への被災都道府県知事、広域連合長の参加義務づけなどにより、被災地重視の枠組みへの転換が必要である。</p>
制度改正による 効果（提案の実現 による住民の利 便性の向上・行政 の効率化等）	被災都道府県の意見が確実に国の復興基本方針に反映されることとなり、地域主体の復興推進が実現する。
所管府省から の第1次回答 （内閣府）	<p>大規模災害からの復興は、「大規模災害からの復興に関する法律」の基本理念（第3条）に規定されているとおり、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して推進するものであり、復興基本方針の策定においても、被災地・被災自治体の意向を十分に反映させる必要がある。</p> <p>このため、同法においては、復興対策本部が復興基本方針を作成する際に、関係地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興対策委員会の意見を聴くことが義務付けられており（第6条第2項及び第7条第4項）、現行制度においても広域連合を含む被災地方公共団体の意向を十分に反映させることのできる仕組みとなっている。</p> <p>実際、復興基本方針が策定される場合には、被災地域の意向を十分に踏まえたものとなるような委員会の構成を行うことと考えている。</p>
府省の回答に 対する関西広 域連合の意見	貴府回答では、被災地・被災自治体の意向を反映させる仕組みとなっているということであれば、復興対策委員会の構成員として、「関係地方公共団体」に「被災自治体」が含まれることが明確に理解できるよう、法令上明言すべき。
分野事務局	広域防災局、本部事務局（地方分権対策課）

No. 3	関西広域連合への復興方針策定権限の付与
求める措置の 具体的内容	関西広域連合への復興方針策定の権限の付与を求める。
具体的な支障 事例	<p>【関西広域連合による復興方針の策定】</p> <p>大規模災害復興法では、被災都道府県が復興方針を策定する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴くこととされている。</p> <p>関西のように、市街地が複数の府県にまたがって広く連たんしている地域が南海トラフ地震や大規模な直下型地震に見舞われた場合、広域的に被害が発生し、隣接府県の知事の意見交換では不足、地域全体の長期的なあり方を展望した広域調整が必要となる。</p> <p>府県域を越える広域行政課題の解決を図る目的と、その能力を有する関西広域連合に対し、関西全体を見据えて意見調整を行い、関西としての復興方針を策定する権限を付与すべきである。</p>
制度改正による 効果（提案の実現 による住民の利 便性の向上・行政 の効率化等）	<p>府県・政令市で構成する関西広域連合が復興方針を策定することにより、関西全体を見据えた復興の姿が迅速に示され、実現する。</p> <p>[構成府県との役割分担]</p> <p>関西広域連合：広域課題に基づく復興方針の策定 構成府県：上記以外にかかる復興方針の策定</p>
所管府省から の第1次回答 (内閣府)	<p>大規模災害からの復興は、「大規模災害からの復興に関する法律(以下「復興法」という。）」の基本理念(第3条)に規定されているとおり、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して推進するものである。</p> <p>このため、復興法において、被災都道府県の知事は、国が示した復興基本方針に即して都道府県の区域に係る復興のための施策に関する方針(都道府県復興方針)を定めることができることとされており、策定に当たっては、他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならないこととされ(第9条)、関係都道府県の意見が十分に反映される仕組みとなっている。</p> <p>復興法の体系は、災害対応において国・都道府県・市町村がそれぞれの責務を有する災害対策基本法の体系にも沿ったものであり、復興法の基本理念にも即し、それぞれの役割分担を規定しているものである。</p> <p>現行の体系により、広域連合の区域内にある被災都道府県が策定する都道府県復興方針に、広域連合を構成する各県の意見を十分に反映させることは可能なものとなっていると考えている。</p>

<p>府省の回答に 対する関西広 域連合の意見</p>	<p>南海トラフ地震等により広域的に被害が発生した場合、地域全体の長期的なあり方を展望した広域調整が必要となるが、現行法上、広域にわたる府県間の調整が明記されていない。関西全体を見据えた復興の姿を迅速に示し、実現するためにも、広域調整機能を有し府県域を越えた広域課題に取り組む関西広域連合が、関西全体の復興方針を策定することに、十分意味があると考える。</p>
<p>分野事務局</p>	<p>広域防災局、本部事務局（地方分権対策課）</p>

No. 4	動物取扱責任者研修の見直し（研修回数等の義務づけの廃止等）
求める措置の 具体的内容	<p>自治体を実施している動物取扱責任者研修について、次のような見直しを求める。</p> <p>① 地方分権の観点から、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ、自らの判断により研修の実施回数や講義内容を設定可能とする。</p> <p>② 省令で一律に義務付けられている基本的な項目等については、国が一括して教材を作成・配布することなどにより自治体の負担を軽減させる。</p>
具体的な支障 事例	<p>動物取扱責任者は、法に基づき都道府県・政令市が実施する研修を年一回以上受講しなければならないが、都道府県・政令市は、当該者の受講を促すため、年に複数回研修を開催している。</p> <p>広域連合構成団体の中では、動物取扱業の割合は保管業が47%、販売業38%、貸出2%、訓練9%、展示4%と大きく偏りがあり、業種により必要とする知識が異なる。また、取扱う動物種も最多は犬猫等の哺乳類であるが、それとは全く生態を異にしている鳥類、爬虫類を扱う業者も少なくなく、動物種間で必要とされる知識も異なる。</p> <p>その一方で、年一回の受講や研修時間、基本的な項目等が省令で一律に義務付けられているため、事業者は事業種や動物種に関わらず毎年同じような内容を受講することになってしまい、研修のマンネリ化を招くと共に全ての業者に対して有効な内容の研修を提供することの妨げとなっている。</p> <p>さらに、法令に関する基礎知識や制度改正の趣旨等、全国共通的に周知すべき内容について、教材を環境省が一括して作成・配布するなどの支援が全くなく、各自治体がそれぞれ研修教材を作成しているのが現状であり、講師の手配などと合わせて研修実施にあたって大きな事務的負担となっている。</p> <p>なお、動物取扱責任者研修のあり方については、中央環境審議会や「規制の簡素合理化に関する調査」の勧告で議論・検討されているが、業者に対する規制のあり方からの議論が中心となっており、自治体の実施のあり方に関する議論については、「動物愛護管理のあり方検討小委員会」（平成22年8月～平成23年12月）で議論され、委員からは自治体の負担が大きいのではないかと指摘もあったが、その後は見直し等が行われていない。</p>
制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	<p>全国で共通的に周知すべき内容に関する自治体の事務負担が軽減されると共に、各自治体の判断で研修の実施回数や講義内容を設定できるようにすることにより、全業種・全動物種に対して、画一的な研修会参加義務を課すのではなく、問題の多い業種・問題の多い動物種を取扱う業者は研修開催の頻度を高くし、特段問題のない業種等は頻度を低くするなど、地域の実情に合わせた効果的で効率的な研修の実施が可能となる。</p>

<p>所管府省からの第1次回答 (環境省)</p>	<p>○平成17年の動物愛護管理法の改正(議員立法)において、動物取扱業(平成24年の法改正により「第一種動物取扱業」)の業務の適正な実施を確保するため、事業所ごとに動物取扱責任者を選任し都道府県知事が行う研修を受けさせることが規定され、その規定を踏まえ、動物の愛護及び管理の関する法律施行規則(平成18年環境省令第10号。以下「施行規則」という。)において、1年に1回以上受けさせること等を定めている。</p> <p>○平成18年以降、国民生活センターへのペット動物相談件数はやや減少傾向にあるものの依然として毎年1,000件以上相談があり、ペットに関する事件・トラブル等はいまだ多く、今後も本研修や立入検査等を通じ、動物取扱業の業務の適正な実施を確保していくことが必要である。</p> <p>○研修内容については、現行制度においても、施行規則第10条3項第3号二で、「イからハまでに掲げるもののほか、動物取扱業の業務の実施に関すること」としており、一律に義務づけている項目はあるものの時間配分等を工夫すれば、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ動物取扱業の業種や取り扱う動物の違いに応じて、講義内容をアレンジすることは可能となっており、平成26年度も「イギリスにおける、動物関係の実情について」、「人獣共通感染症について」、「ペットに関する消費者相談事例」等、各自治体で講義内容を鋭意工夫して実施していただいているところである。なお、平成26年度の各自治体の研修内容については、とりまとめて各自治体に情報提供しており、今後も継続して実施する予定である。</p> <p>○また、研修資料については、動物愛護法に関するパンフレットを提供するなどしているが、今後も自治体からの要望を踏まえ、必要に応じ情報提供や助言を行ってまいりたい。</p>
<p>府省の回答に対する関西広域連合の意見</p>	<p>法律上位置付けられた、動物取扱責任者と同様に試験によらず一定の実務経験から選任される資格に、食品衛生管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者等があるが、これらの中で、毎年研修が義務付けられているのは、動物取扱責任者のみであり、地方自治体の負担も大きいものとなっている。</p> <p>ご指摘の「時間配分等を工夫すれば」とはいえ、施行規則10条3項3号のイ、ロ、ハにて研修内容が決められており、各項目にそれなりに時間を要することは自明であり、規則で規定していること自体が地方分権の観点から問題としている。</p> <p>また、国民生活センターのペット動物相談は、販売業、保管業にかかるものであり、適切に業務をしている業種も一律に受講させる必要性を認めがたく、業者への情報伝達は、例えば、①登録時、②更新時、③法改正時などに研修を実施し、その他、苦情があるような問題のある業者等には個別指導等を行うことで、法の規制は緩まず、その質の確保はできると考える。</p> <p>環境省の「中央環境審議会動物部会動物愛護管理のあり方検討小委員会」のH23報告書において、動物取扱責任者研修の緩和が指摘されており、さ</p>

	<p>らに、総務省が「規制の簡素合理化に関する調査結果に基づく勧告」の中で「規制の有効性・効果の発現が明らかではないもの」として、環境省に「動物取扱責任者研修について、動物取扱責任者への情報提供の在り方などを考慮しつつ、実施方法を見直すこと」と勧告していることを踏まえ、研修の回数等の義務付けについて見直しを検討すべきである。</p> <p>なお、全国共通の登録制度で全国一律で業界水準を上げるのであれば、環境省が研修の具体的な資料やDVDなどを作成し、全自治体へ提供すべきである。</p>
<p>分野事務局</p>	<p>本部事務局（地方分権対策課）</p>

No. 5	広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃
求める措置の 具体的内容	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が総務大臣の許可を不要とし届出制とすること
具体的な支障 事例	<p>【現状】</p> <p>広域連合の規約に定められた事項のうち、広域連合の事務所の位置、経費の支弁方法以外の事項を変更しようとする場合、総務大臣の許可を得る必要がある。その際には、総務大臣は国の関係行政機関の長へ協議する必要がある。</p> <p>【支障事例】</p> <p>① 関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行った。当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体であるかは確認済みであり、申請から総務大臣許可まで1か月半以上の期間を要した。</p> <p>② 「関西ワールドマスターズゲームズ2021」の開催を機に、広域連合として広域的なスポーツの振興を行うため、連合規約第4条を改正した。こうした事務は国の行政機関の長が何らかの権限を持って、主体的に取り組むものではないにも関わらず、申請から総務大臣許可まで1ヶ月間を要した。</p> <p>上記の支障事例は、法令等により国が権限を持ち、主体的に事務を執行しているものではないこと、規約の改正にあたり、広域連合の構成府県市の議会の議決を得る必要があること、事前に総務省と相談を行っていることの3点を踏まえると、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながることもなく、事業執行について法令等に係る関係行政機関の協議も不要であることから、許可ではなく、届出制でよいと考える。</p>
制度改正による 効果(提案の実現 による住民の利 便性の向上・行政 の効率化等)	許可制から届出制とすることにより、広域連合が処理する事務を速やかに追加することができ、新たな課題に迅速に対応することが可能となる。
所管府省から の第1次回答 (総務省)	<p>広域連合の設置、規約の変更、解散等は、地方公共団体の設置及び運営に関する事項であることから、原則として総務大臣又は都道府県知事の許可等にかからしめることとしているもの。これは、一部事務組合の手続に準ずるものである。</p> <p>規約の変更にかかる総務大臣の許可においては、①地方自治法に定められた手続により申請されていないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと、③住民の福祉の増</p>

	<p>進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不相当であると認められること、のいずれにも該当しないことを確認しており、総務大臣は、規約の内容の適法性だけでなくその妥当性をも判断しているところであり、届出制では総務大臣がこれらの適法性・妥当性を判断することができないこととなり、適切ではない。また、当該許可は、広域連合において新たに処理しようとする事務や新たに作成しようとする広域計画が、法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務であるか否かに関わらず実施する必要があるものである。</p> <p>加えて、総務大臣は、その権限上、国の行政機関の全ての事務を所管するわけではないことから、総務大臣が、国からの権限等の要請が行われ得る広域連合の規約の変更を許可しようとするときには、当該広域連合が処理することとなる事務を所管する関係行政機関の長の考えも聴くことが適切であることや、複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する広域連合については、国の施策、事務等に深い関係を有することとなる場合もあると考えられるため、総務大臣が広域連合の規約の変更の許可をするときは、関係行政機関の長に協議することとされている。この点、届出制では関係行政機関の長の協議を担保することができないこととなり、適切ではない。また、当該協議も、広域連合において新たに処理しようとする事務や新たに作成しようとする広域計画が、法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務であるか否かに関わらず、実施する必要があるものである。</p> <p>以上のことから、都道府県の加入する広域連合の規約の変更を行う場合は、総務大臣の許可にかからしめる必要がある。</p> <p>なお、総務省においては、都道府県の加入する広域連合の規約の変更の許可に係る標準処理期間をおおむね3月と定めている。</p>
<p>府省の回答に対する関西広域連合の意見</p>	<p>① 広域連合の全構成団体の議決証明を提出することにより、適法な手続きに基づく申請の確認は可能であること</p> <p>② 総務省との事前協議で法令に基づく国の関係行政機関の長の権限に属さないことが示された場合には、再度地方自治法第291条の3第2項の規定に基づく国の関係行政機関の長との協議を行う必要はないこと</p> <p>③ ②の協議により、当該事務が自治事務に属するとなれば、地方自治法245条の3第5項により、国の行政機関の許可、認可又は承認以外の方法によってその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、許可等の国の関与ができないと解されること</p> <p>以上の3点から、国の関係行政機関の長の権限に属さないことが明らかな自治事務については総務大臣の許可及び総務大臣と国の関係行政機関の長との協議は不要であり、届出で足りると考える。</p>
<p>分野事務局</p>	<p>本部事務局（地方分権対策課）</p>

No. 6	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大
求める措置の 具体的内容	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていること で要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に 応じるべきことを求める。
具体的な支障 事例	<p>地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない（同条第4項）とされている。</p> <p>一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる（地方自治法第291条の2第4項）</p> <p>【支障事例】</p> <p>現行規定では、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、国からの事務移譲がともなわないまま、事務の持ち寄りを行った場合には効果的な事務遂行ができず、要請権の行使に先立って、構成団体から関連する事務をだけを持ち寄ることを求められるため、実質的にその行使ができない。</p> <p>また、要請にあたり、構成団体の同意形成等に時間、労力を費やすこととなるが、国に移譲を要請したとしても「条例による事務処理特例制度」とは異なり、協議にも応じてもらえず、徒労に終わる可能性がある。そのため、国に対して広域連合が必要と考える事務の移譲を要請する機運が高まらない。</p>
制度改正による 効果（提案の実現 による住民の利 便性の向上・行政 の効率化等）	国から移譲される事務と構成団体から持ち寄った事務を一体的に処理することにより、二重行政の解消や事務集約化による効果が得られる。
所管府省から の第1次回答 （総務省）	<p>広域連合が国や都道府県に対して広域連合が処理することとするよう要請できる事務を、当該広域連合の処理する事務に「密接に関連するもの」に限ることとする規定は、</p> <p>① 広域連合の制度が事務の受け入れ体制の整備を大きな目的の一つとして創設されたものであり、事務・事業の配分が着実に進んでいくことが強く望まれることから、広域連合が行う要請は現実的で真摯なものであるべきであり、また、仮に要請が受け入れられれば、速やかに実施できる体制が広域連合側に整えられていることが望まれること</p>

	<p>② 広域連合による要請については当該広域連合を組織する地方公共団体が法律上関与し得ないことから、要請できる範囲を予測可能なものとしておくことが適当であると考えられること</p> <p>といった趣旨から設けられたものである。</p> <p>本件については、平成26年度も同様の提案があり、その後の関西広域連合からの意見聴取及び関係省庁との協議を踏まえ、最終的には閣議決定に至らなかったものである。その後の事情変更も認められないことから、本提案については、既に検討済みであると認識している。</p>
<p>府省の回答に対する関西広域連合の意見</p>	<p>今回の提案の趣旨は、広域連合が国に移譲を要請することができる事務の範囲の見直しのみならず、広域連合が国に移譲の要請を行うときには、地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例の制度」と同様に、国は速やかに協議に応じるべきことを求めるものである。</p> <p>現行規定では、広域連合には国への要請権があるにもかかわらず、国に移譲を求める事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連するものに限られることから、国への要請権が実質的に行使できていない。</p> <p>また、要請にあたって、「条例による事務処理特例の制度」とは異なり国との協議が義務付けられていないことも要請権の行使を阻害する要因の1つとなっている。</p>
<p>分野事務局</p>	<p>本部事務局（地方分権対策課）</p>

No. 7	広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与
求める措置の 具体的内容	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、大規模広域災害時における特別基準の決定権限を、関西広域連合にも認めること。
具体的な支障 事例	<p>【広域的な視点での救助の必要性判断】</p> <p>大規模広域災害発生時には、ある程度の地域的なバランスや、最低限の水準維持が必要になる場合もあり得るため、国に代わり、地方自治体である関西広域連合が調整し、決定することが地方分権の趣旨に合致し、かつ効果的である。</p> <p>【適用が想定される災害】</p> <p>南海トラフ地震等、複数の関西広域連合構成府県において災害救助法の適用があった災害</p>
制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	<p>・被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、的確で十分な被災者支援が実現する。</p> <p>・関西広域連合においては、関西広域連合及び構成府縣市や関係機関・団体等が、南海トラフ地震等の大規模災害発生に備え、とるべき対応方針やその手順を定めた「関西防災・減災プラン」の策定、同プランに基づく具体的な活動手段を定めた「関西広域応援・受援実施要綱」の作成、さらには、大規模災害が発生した場合を想定した広域訓練の実施など、広域調整機能を発揮している。府県域を越える広域行政課題の解決を図る目的と、その能力を有する関西広域連合が、広域的な視点で検討・決定することにより、一定水準の救助内容が確保され、広域的に均衡のとれた救助を速やかに実現することができる。</p> <p>【構成府県との役割分担】</p> <p>関西広域連合：連合管内の救助水準の決定 構成府県：救助の実施</p>
所管府省からの第1次回答 (内閣府)	<p>災害救助法は法第1条により「この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い」と規定されており、国の責任において、法第2条により都道府県知事が法定受託事務として救助が実施されるものである。</p> <p>そのため、一般基準についても内閣総理大臣が定めた基準に従い、予め都道府県知事が定めることとされ、特別基準についても、国の責任において災害に即した救助が行えるように協議を求めているため、ご提案の内容は法律の趣旨に反するため、対応することはできない。</p> <p>なお、協議については文書をもって行うこととされているが、担当者間における電話等の事前協議を行い、事後的に文書で正式に協議を行うなど事務の簡素化を図っているところである。</p>

<p>府省の回答に 対する関西広 域連合の意見</p>	<p>被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、また、広域的な災害における地域バランスを考慮した一定の救助内容が確保されるよう、制度設計を見直すべきであるとする。</p>
<p>分野事務局</p>	<p>広域防災局・本部事務局（地方分権対策課）</p>

